

## 修学資金短期貸付者の重点配置病院勤務期間の特例について

### 1 背景

「香川県医学生修学資金貸付制度の運用指針」において、本制度対象医師は、「①義務年限期間において高松圏域の医療機関以外の県内医療機関等に勤務する期間が2分の1以上となるよう調整」かつ「②上記期間のうち、重点配置病院群に属する病院で2年以上勤務するものとする」旨を定めている。

しかし、同指針は6年間貸付けを受けた者の義務年限期間（9年間）を前提に策定されていることから、短期貸付者に同期間（2年以上）重点配置病院群に属する病院で勤務することを求めた場合、他の貸付者と比較して過度な負担となる恐れがある。

### 2 修学資金短期貸付者の重点配置病院勤務期間の特例（案）

修学資金短期貸付者の重点配置病院勤務期間については、次のとおり取り扱うものとする。

貸付者の公平性に鑑みて、義務年限期間全体に占める割合により重点配置病院群に属する病院での勤務期間を定める。

（具体的な考え方）

- 貸付期間6年間・義務年限期間9年間の場合、初期臨床研修の2年間を除いた残りの義務年限期間は7年間。  
このうち2年間が重点配置病院での勤務期間であることから、重点配置病院群での勤務の割合は全体の28.6%。
- これを基準に、各短期貸付者の重点配置病院群での勤務期間を算定し、以下のとおり勤務期間を定めるものとする。

貸付開始	貸付期間	義務年限期間	初期を除く義務年限期間	重点配置病院での勤務期間
1年生	6年間	9年間	(7年間)	<u>2年間</u> (28.6%)
2年生	5年間	8年間	(6年間)	<u>1.5年間</u> (25%)
3年生	4年間	6年間	(4年間)	<u>1年間</u> (25%)